鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第６号

鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成１４年鳥取市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「鳥取市西町二丁目」を「鳥取市今町二丁目」に改める。

第４条第２項中「１歳から」を削る。

別表第１項の表調理室の項を削る。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。